

第 13 次労働災害防止計画の概要

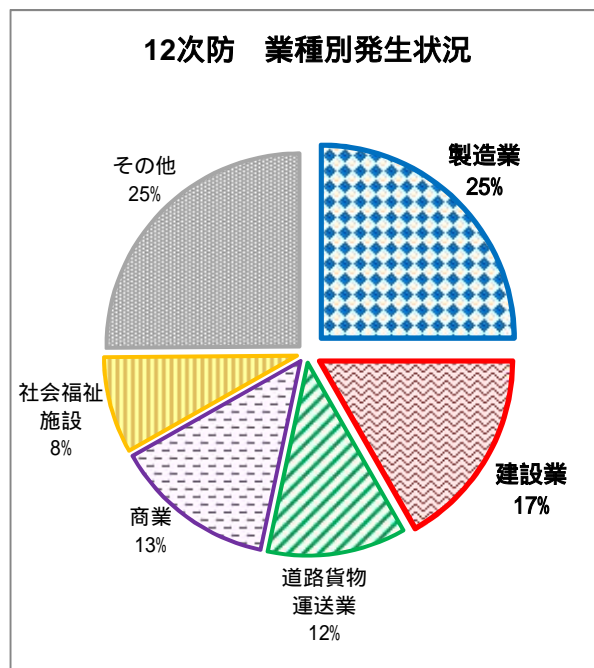
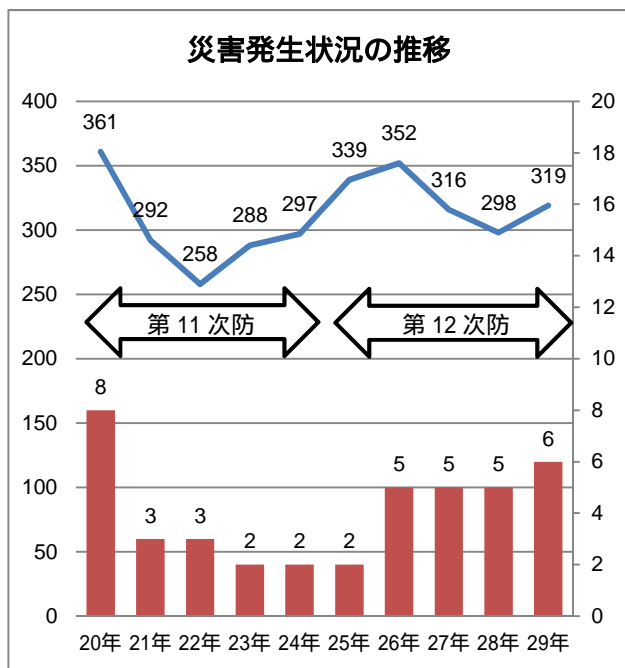
現状と課題

第 12 次労働災害防止計画期間中の労働災害発生状況（平成 25～29 年）

死亡者数 23 人（対 11 次防比 + 5 人、+ 27.8%）

死傷者数 1,624 人（対 11 次防比 + 128 人、+ 8.6%）

死亡災害は、建設業、商業、製造業で全体の 7 割を超えております。
死傷災害は、長期的には減少傾向にありますが、近年は増加基調を示しており、とりわけ製造業、建設業の増加が顕著で、全体の約半数（42%）を占めております。



基本的な考え方

本計画は、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、中長期的な展望に立ち、現実的な目標、重点施策等を定め、計画的に労働災害の減少を図っていきます。

計画期間

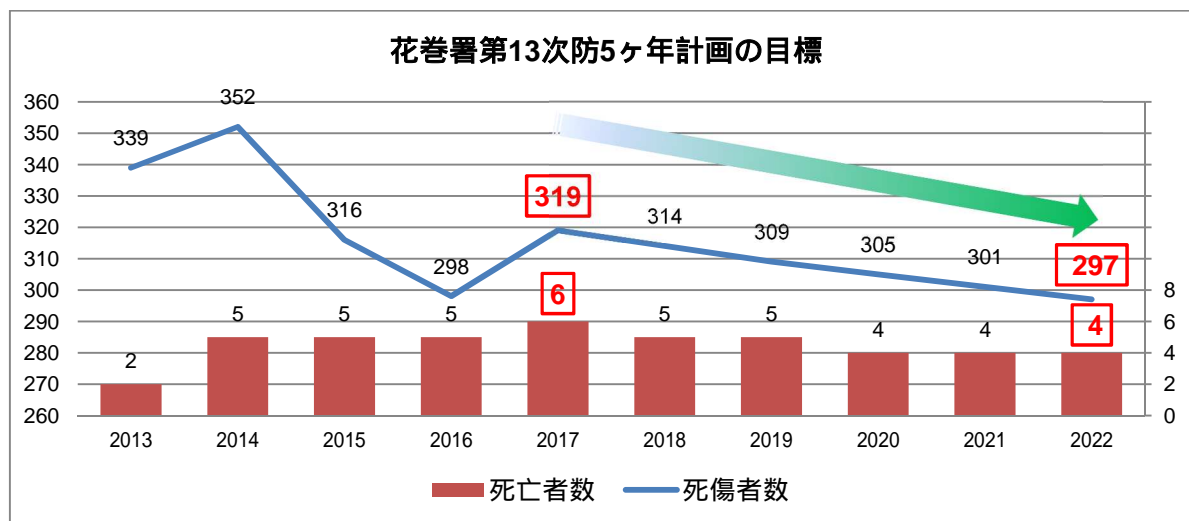
2018 年から 2022 年までの 5 年間

計画の全体目標

2022年までに、2017年と比較して

死亡者数を30%以上減少（6人 4人以下）

死傷者数を5%以上減少（319人 297人以下）



計画の重点事項

- 1 死亡労働災害をはじめとした重篤災害等の撲滅を目指した対策の推進
- 2 労働災害が増加傾向又は減少がみられない業種に係る労働災害防止対策の推進
- 3 特定災害等に係る労働災害防止対策の推進
- 4 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

死亡労働災害をはじめとした重篤災害等の撲滅を目指した対策の推進

製造業

死亡災害の撲滅
死傷者数を10%以上減少
(80人以下とする)

機械災害を発生させた事業者に対し、本質的な安全化に向けた再発防止対策の指導を強化する。
事業場の自主的な安全確保の推進を図る。
高経年施設・設備に係る点検・整備等必要な対策の周知を図る。

建設業

死亡災害の撲滅
死傷者数を10%以上減少
(52人以下とする)

関係機関と連携し、墜落・建設機械・土砂崩壊、工事の輻輳による労働災害防止対策の推進を図る。
新規参入者、職長に対する安全衛生教育の充実を図る。
労働安全衛生規則等法令遵守の徹底を図る。
ハーネス型安全帯等適切な保護具の使用の徹底を図る。
請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いの徹底を図る。

林業

死亡災害の撲滅

関係機関と連携し、ガイドラインに基づいた伐倒や「かかり木」処理及び保護衣の着用の徹底、安全衛生教育の充実を図る。
省令改正等について、関係機関と連携して周知を図る。

労働災害が増加傾向又は減少がみられない業種に係る労働災害防止対策の推進

<p>道路貨物運送業</p> <p>死傷者数を10%以上減少 (36人以下とする)</p>	<p>「荷役作業におけるガイドライン」の周知、徹底を図る。 関係機関と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。</p>
<p>小売業、社会福祉施設</p> <p>死傷者数を10%以上減少 (小売業) 死傷者数を減少基調 (社会福祉施設)</p>	<p>多店舗展開、複数の施設を有する法人に対し、本部における取組の促進を図り、全店舗・施設における安全衛生水準の向上を図る。 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性向上のための働きかけを推進する。 雇入れ時の安全衛生教育等、安全衛生教育の徹底及び充実を図る。 腰痛防止のため、介護機器等の導入促進を図る。</p>

特定災害等に係る労働災害防止対策の推進

<p>転倒災害の防止</p>	<p>4S、「危険の見える化」、適切な作業靴着用等の取組の推進を図る。 eランニング教材の周知を図る。 転倒予防体操の取組の普及を図る。</p>
<p>腰痛予防</p>	<p>安全衛生教育の充実を図る。 介護機器等の導入促進を図る。</p>
<p>熱中症の予防</p>	<p>WBGT値測定器の普及を図る。 測定結果に基づく措置の徹底を図る。</p>
<p>交通労働災害の防止</p>	<p>交通労働災害防止に係る教育の推進を図る。 ガイドラインの周知・徹底を図る。 関係機関と連携し、業界全体での取組の更なる促進を図る。</p>
<p>季節的要因等に関する労働災害の防止</p>	<p>「いわて年末年始無災害運動」、「STOP! 転倒災害プロジェクト」等の重点実施事項の取組の徹底を図る。</p>
<p>その他</p>	<p>高齢労働者に対する配慮事項について普及を図る。 非正規労働者に対する安全衛生教育の充実を図る。 危険箇所を表示する等「危険の見える化」の推進を図る。</p>

過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

<p>労働者の健康確保対策の強化</p>	<p>経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組の推進を図る。 医師による面接指導、産業医や産業保健スタッフによる健康相談等実施の徹底を図る。 衛生委員会への産業医の参加促進を図る。</p>
<p>過重労働による健康障害防止対策の推進</p>	<p>長時間労働者に対する医師による面接指導の実施の徹底を図る。 長時間労働者に関する産業医への情報提供等、安全衛生規則の周知を図る。</p>
<p>職場におけるメンタルヘルス対策等の推進</p>	<p>ストレスチェック結果に基づく事後措置の徹底を図る。 ストレスチェックの集団分析結果を活用した好事例の情報提供等自主的な取組の促進を図る。 小規模事業場に対する取組の推進を図る。</p>

重点実施事項以外に係る取組

疾病を抱える労働者等の健康確保対策

- 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、関係機関と連携した企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
 - リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の取組を推進する。
- 石綿による健康障害防止対策
 - 関係機関と連携した届出拡大等に係る周知、大規模地震等自然災害が発生した際の措置の徹底、ばく露防止対策の徹底を図る。
 - 事業廃止後の労働者の記録の保存について、事業者に働きかけを行う。
- 電離放射線による健康障害防止対策
 - 東京電力福島第一原子力発電所で緊急作業に従事した労働者に対する健康管理の徹底を図る。
 - 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組の推進、被ばく線量測定結果の管理の徹底を図る。
- 粉じん障害防止対策
 - 関係法令の遵守、第9次粉じん障害防止総合対策に基づく自主的な取組の推進を図る。
- 受動喫煙防止対策
 - 事業者の実情に応じた禁煙等、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

その他

- 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進
- 副業・兼業、テレワークへの対応
- 企業のマネジメントへの安全衛生の取組
- 業界団体内の体制整備の促進
- 業所管官庁との連携の強化

労働災害減少目標値

業種	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
全業種	314人	309人	305人	301人	297人
製造業	86人	84人	82人	81人	80人
建設業	56人	55人	54人	53人	52人
道路貨物運送業	39人	38人	37人	37人	36人
小売業	24人	24人	24人	23人	23人
社会福祉施設	26人	26人	26人	25人	25人